

- ホ 実用新案登録を受けようとする考案の属する技術の分野における通常の知識を有する者がその実施をすることができるように、考案をどのように実施するかを示す考案の実施の形態を記載し、必要があるときは、これを具体的に示した実施例を記載する。その考案の実施の形態は、実用新案登録出願人が最良と思うものを少なくとも一つ掲げて記載し、当該記載事項の前には、「【考案を実施するための形態】」の見出しを付す。また、実施例の記載の前には、なるべく「【実施例】」の見出しを付し、実施例が 2 以上あるときは、なるべく「【実施例 1】」、「【実施例 2】」のように記載する順序により連続番号を付した見出しを付す。
- ハ 実用新案登録を受けようとする考案が産業上利用することができることが明らかでないときは、実用新案登録を受けようとする考案の産業上の利用方法、生産方法又は使用方法をなるべく記載し、当該記載事項の前には、なるべく「【産業上の利用可能性】」の見出しを付す。
- 14 「図面の簡単な説明」は、図の説明ごとに行を改めて「【図 1】平面図」、「【図 2】立面図」、「【図 3】断面図」のように記載し、当該図の説明の前には、「【図面の簡単な説明】」の見出しを付す。図の主要な部分を表す符号の説明を記載するときは、当該符号の説明の前には、なるべく「【符号の説明】」の見出しを付す。
- 15 化学式、数式、表又は日本工業規格 X0208 号（平成 9 年「情報交換用漢文字符号系。以下「日本工業規格 X0208 号」という。）に定められている文字以外の文字（以下「化学式等」という。）を明細書中に記載しようとする場合には、横 170mm、縦 255mm を超えて記載してはならず、1 の番号を付した化学式等を複数ページに記載してはならない。この場合において、化学式を記載しようとするときは化学式の記載の前に「【化 1】」、「【化 2】」のように、数式を記載しようとするときは数式の記載の前に「【数 1】」、「【数 2】」のように、表を記載しようとするときは表の記載の前に「【表 1】」、「【表 2】」のように記載する順序により連続番号を付して記載する。
- 16 塩基配列又はアミノ酸配列を記載する場合には、明細書の最後に特許庁長官が定めるところにより作成した配列表を記載し、当該配列表の前には「【配列表】」の見出しを付す。この場合において、配列表には段落番号を付してはならない。また、フリーテキストの繰り返し記載（配列表につき特許庁長官が定める事項）を記載するときは、当該記載事項の前には、「【配列表フリーテキスト】」の見出しを付す。
- 17 明細書（配列表は除く。）には原則として、考案の詳細な説明の段落、図面の簡単な説明の図の説明若しくは符号の説明又は配列表のフリーテキストの繰り返し記載の前に、それぞれ「【】」及び「】」を付した 4 桁のアラビア数字で「【0001】」、「【0002】」のように連続した段落番号を付す。この場合において、「【技術分野】」、「【背景技術】」、「【特許文献】」、「【非特許文献】」、「【考案の概要】」、「【考案が解決しようとする課題】」、「【課題を解決するための手段】」、「【考案の効果】」、「【図面の簡単な説明】」、「【考案を実施するための形態】」、「【実施例】」、「【産業上の利用可能性】」、「【符号の説明】」又は「【配列表フリーテキスト】」の見出しの次に段落番号を付し、これらの見出しの前に段落番号を付してはならない。また、「【化 1】」、「【数 1】」、「【表 1】」、「【図 1】」のような番号の次に段落番号を付してはならない。
- 18 明細書における各記載事項は、原則として様式中の見出しの順序で記載するものとする。ただし、先行技術文献の記載については、明細書中の任意の位置とすることができる。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の一部改正）

第三十二条 特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則（昭和三十二年通商産業省令第 214 号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の見出しを「審査官の担当」に改め、同条第一項中「審判官」を「審査官」に改め、同条第二項中「審判官」を「審査官」に改め、同項第五号中「審理」を「審査」に改め、同号を第六号とし、同項第四号の次に次の一号を加える。

五 事件についての異議を申し立てられた場合に審査官として関与した者
第四十五条第三項中「審判官」を「審査官」に改める。
第四十五条の二第一項中「審理」を「審査」に、「審判官」を「審査官」に改め、同条第二項を削る。

第四十五条の三の見出しを「首席審査官」に改め、同条第一項中「審判官の」を「審査官の」に、「首席審判官」を「首席審査官」に改め、同条第二項中「首席審判官」を「首席審査官」に改める。
第四十五条の四を削る。

第四十五条の五第一項中「審判官」を「審査官」に改め、同条を第四十五条の四とする。
第七十条第四項中「第四十五条の五」を「第四十五条の四」に改める。

様式第八の備考 5 を次のものに改める。

5 備考 4 の各記載事項の前には、原則として各々「発明の名称」、「技術分野」、「背景技術」、「発明の開示」又は「発明の概要」、「図面の簡単な説明」、「発明を実施するための最良の形態」又は「発明を実施するための形態」及び「産業上の利用可能性」の見出しを付する。

様式第八の二の備考 2 を次のものに改める。

2 備考 1 の各記載事項の前には、原則として各々「Title of Invention」、「Technical Field」、「Background Art」、「Disclosure of Invention」又は「Summary of Invention」、「Brief Description of Drawings」、「Best Mode for Carrying out the Invention」又は「Mode(s) for Carrying out the Invention」若しくは「Description of Embodiments」及び「Industrial Applicability」の見出しを付する。

附 則

（施行期日）

第一条 この省令は、平成二十一年一月一日から施行する。

（特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則の改正に伴う経過措置）

第二条 第三条の規定による改正後の特許協力条約に基づく国際出願等に関する法律施行規則第四十五条から第四十五条の四まで及び第七十条の規定は、この省令の施行の日以後にする追加手数料異議の申立てについて適用し、この省令の施行の日前にした追加手数料異議の申立てについては、なお従前の例による。

〇経済産業省令第 91 号

株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十八号）の施行に伴い、鉱業法施行規則及び動産販売法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

経済産業大臣 一階 俊博

鉱業法施行規則及び動産販売法施行規則の一部を改正する省令

（鉱業法施行規則の一部改正）

第一条 鉱業法施行規則（昭和二十六年通商産業省令第 12 号）の一部を次のように改正する。

第四十三条第一項中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

（動産販売法施行規則の一部改正）

第一条 動産販売法施行規則（昭和三十六年通商産業省令第 95 号）の一部を次のように改正する。
第四条第三号中「社債等の振替に関する法律」を「社債、株式等の振替に関する法律」に改める。

附 則

この省令は、株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日から施行する。

〇国土交通省令第 91 号

行政機構職員定員省令（昭和四十四年政令第 111 号）第二十条第一項の規定に基づき、及び同令を実施するため、国土交通省定員規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十年十二月二十六日

国土交通大臣 金子 一義

国土交通省定員規則の一部を改正する省令

国土交通省定員規則（平成十三年国土交通省令第 118 号）の一部を次のように改正する。

第一条の表を次のように改める。

区 分	定 員	備 考
本 省	四三、二九二人	
観 光 庁	一〇三人	
気 象 庁	五、七〇〇人	
運輸安全委員会	一八一人	事務局の職員は定員とする。
海 上 保 安 庁	二二、五〇四人	
合 計	六一、七八〇人	